

阪南市自治基本条例の
見直し・運用に関する提言
(素案)

令和5年〇月
阪南市自治基本条例推進委員会

1. はじめに

平成21年7月1日に、市政の運営や地域の活動における、参画・協働のしくみなどの基本的なルールを定めて、市民の皆さん・議会・執行機関がそれぞれの役割を果たして助け合い、永く学び働き住んで良かったと思える、よりよい阪南市になるためのまちづくりのルールを定めた「阪南市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という）が施行され13年が経過しました。

今回の見直しについては、自治基本条例第31条に基づき前回の条例改正から5年を超えない期間ごとに各条項の社会情勢への適合について検討を行い、必要があれば見直しを求めていく役割が推進委員会にあることから、令和3年7月29日に自治基本条例検証部会（以下「検証部会」という）を設置し、条例が社会情勢に合わせて見直す必要があるか、また、条例の運用状況について、適正かつ円滑に運用されているかの検証を行いました。

2. 検証について

検証部会では、本市を取り巻く社会情勢が変化する中で、各条項において、社会情勢に合っていない箇所があるか、また、条例が適正かつ円滑に運用されているかについて検証を行うこととしました。検証にあたっては、各条項に基づく制度の構築や実施状況の資料などを参考とし、各委員が意見を出し合い幅広い視点から議論を行いました。

①社会情勢に合わせて見直し（条文の改正・追加）をする必要があるかどうか

②適正かつ円滑に運用されているかどうか

3. 検証結果について

検証部会では、各条項に社会情勢の変化や運用状況について検証しました。今回の検証においても、自治基本条例が浸透していないため認知度の向上への取組みや、住民自治のまちづくりを推進していくため市民と議会及び執行機関がお互いに必要な情報を共有することが重要となっています。検証結果については、下記の表にまとめています。詳しくは、各条文に記載しています。

検証結果	該当条項
1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく	全条文31条中28条
2 条文に従い新たな取り組みを検討する	なし
3 条文を改正する	第26条 住民投票 第28条 危機管理
4 その他	解説の修正 前文 第23条 個人情報の保護

1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

全条文31条中29条項がこれまでどおり取り組んでいく結果となりました。
運用についての意見は、〇ページ以降に詳しく掲載をしています。

2 条文に従い新たな取り組みを検討する

今回の検証においては、新たな取り組みを検討する条文はありません。

3 条文を改正する

(1) 第26条（住民投票）

社会情勢に応じて条文を改正します。また、条文の改正と同様に解説も修正します。

(2) 第28条（危機管理）

社会情勢に応じて条文を改正します。また、条文の改正と同様に解説も修正します。
改正等の詳細については、〇ページに掲載しています。

4. その他

(1) 前文

令和4年3月に策定された阪南市総合計画においては、将来の都市像を「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」と掲げ、協働のまちづくりに加え、「共創」の考え方が取り入れられているため、解説にその考え方を追記します。

(2) 第23条（個人情報の保護）

個人情報保護法の改正に伴い、「阪南市個人情報保護条例」が廃止されるため、解説を修正します。
修正の詳細については、〇ページに掲載しています。

3 条文を改正する 第26条（住民投票）

<条文>改正後	<条文>改正前
<p>1項（略） 2項（略） 3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。 4項（略）</p>	<p>1項（略） 2項（略） 3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。<u>この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。</u> 4項（略）</p>
<解説>修正後	<解説>修正前
<p>ここでは、住民投票について定めています。 ～（略）～ 第2項では、第1項に定める住民からの請求によるもののほか、議会や市長も自ら発議し、議会の議決（同意）を得て、住民投票を実施することができることとしています。</p> <p>第4項では、住民投票を行った結果については、住民、議会、市長だけではなく、住民を除く市民、市長を除く執行機関に至るまで、最大限尊重すべきということを定めています。 ～（略）～</p>	<p>ここでは、住民投票について定めています。 ～（略）～ 第2項では、第1項に定める住民からの請求によるもののほか、議会や市長も自ら発議し、議会の議決（同意）を得て、住民投票を実施することができることとしています。 <u>第3項では、住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めることとしています。これは、実施請求に必要な手続について条例で定め、その条例に基づいて請求があったときには、その請求された事案に適した個別の条例を定めてから住民投票を実施することとし、当該住民投票の要件など、その内容について議論・検討を行ってから実施することとしています。その中でも、当該住民投票に関する投票資格者の要件については、十分な議論・検討を行うべきこととしています。</u> 第4項では、住民投票を行った結果については、住民、議会、市長だけではなく、住民を除く市民、市長を除く執行機関に至るまで、最大限尊重すべきということを定めています。 ～（略）～</p>

3 条文を改正する 第28条（危機管理）

<条文>改正後	<条文>改正前
<p>市民は、自ら<u>危機事象の発生</u>に備えるとともに、<u>危機事象</u>の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の<u>危機管理意識</u>の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。</p>	<p>市民は、自ら<u>災害等</u>に備えるとともに、<u>災害等</u>の発生時において、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の<u>防災意識</u>の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。</p>
<解説>修正後	<解説>修正前
<p><u>危機事象：大規模な地震、風水害等の自然災害、大規模な健康危機（感染症、食中毒など）、大規模な事件や交通事故など、幅広い危機をいいます。</u></p> <p>第1項では、市民が、<u>危機事象の発生</u>による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。</p> <p>第2項では、市が、<u>危機事象の発生時に</u>、市民及び関係機関（警察、消防、病院、<u>教育機関など</u>）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。</p> <p><u>危機管理においては、市民はもとより、買い物や旅行などで本市に滞在する者も、その範囲に含むものとします。</u></p> <p><u>また、誰もが、安全に安心して暮らせるまちをめざし、市民や地域が一体となって様々な災害・事故などの発生に備える危機管理体制の構築を推進しています。</u></p> <p><u>なお、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。</u></p>	<p><u>第28条は、東日本大震災や今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備え、災害等による被害を最小限にとどめるために必要な危機管理について定めています。</u></p> <p>第1項では、市民が、<u>災害等</u>による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。</p> <p>第2項では、市が、<u>市民の安全・安心な暮らしを守るために</u>、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。<u>また、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。</u></p>

4 その他 前文

<解説>修正後	<解説>修正前
<p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>阪南市においても、これまで、人権尊重や平等社会の形成はもとより、市民参画のもと、より住みよいまちづくりに取り組んできましたが、今後さらに、自治の主役である市民と議会・執行機関が力を合わせて、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、<u>協働の中でも、新しい価値や事業などの創造・構築段階から協働で取り組む「共創：コクリエーション」の考え方を取り入れ、</u>これまで以上にまちづくりにおける市民参画を推進し、市民・議会・執行機関が互いに信頼を深め、<u>協働・共創</u>によるまちづくりを進めていくことが求められています。</p> <p>この阪南市自治基本条例の前文は、これらのことを踏まえ、年齢、性別に関わりなく、阪南市に住み、働き、学ぶすべての市民がこのまちで、市民相互の協働や、市民と議会・執行機関との協働を基本とした、まちづくりを推進していく決意を表明したものです。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p>	<p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>阪南市においても、これまで、人権尊重や平等社会の形成はもとより、市民参画のもと、より住みよいまちづくりに取り組んできましたが、今後さらに、自治の主役である市民と議会・執行機関が力を合わせて、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上にまちづくりにおける市民参画を推進し、市民・議会・執行機関が互いに信頼を深め、協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。</p> <p>この阪南市自治基本条例の前文は、これらのことを踏まえ、年齢、性別に関わりなく、阪南市に住み、働き、学ぶすべての市民がこのまちで、市民相互の協働や、市民と議会・執行機関との協働を基本とした、まちづくりを推進していく決意を表明したものです。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p>

4 その他 第23条（個人情報の保護）

<解説>修正後	<解説>修正前
<p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>阪南市では、<u>「阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例」</u>及び<u>「阪南市議会の個人情報の保護に関する条例」</u>において必要事項を定め、個人情報を保護しているところです。具体的な保護内容については、<u>「阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例」</u>及び<u>「阪南市議会の個人情報の保護に関する条例」</u>を適用することになります。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p>	<p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>阪南市では、<u>「阪南市情報保護条例」</u>において必要事項を定め、個人情報を保護しているところです。具体的な保護内容については、<u>「阪南市個人情報保護条例」</u>を適用することになります。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p>

前 文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 最高規範性

第3条 定義

第2章 基本理念

第4条 基本理念

第3章 基本原則

第5条 参画及び協働の原則

第6条 情報共有の原則

第7条 財政自治の原則

第4章 市民

第8条 市民の権利

第9条 市民の責務

第5章 議会

第10条 議会の役割

第11条 議会の責務

第12条 議員の責務

第6章 執行機関

第13条 市長の責務

第14条 市長を除く執行機関の
責務

第15条 職員の責務

第7章 市民参画及び協働

第16条 市民活動団体

第17条 計画策定等における
市民参画

第18条 市民参画の手續

第19条 市民参画の推進

第20条 協働の推進

第8章 情報の共有

第21条 情報の収集及び活用

第22条 情報公開等

第23条 個人情報の保護

第24条 説明責任

第25条 意見、要望等への応答

第9章 住民投票

第26条 住民投票

第10章 総合計画

第27条 総合計画

第11章 危機管理

第28条 危機管理

第12章 他の機関との連携

第29条 他の機関との連携

第13章 推進及び見直し

第30条 条例の推進

第31条 条例の見直し

前 文

阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渚（ちぬ）の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしへの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的資産も数多く継承されています。

私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、すべての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちをはぐくみ、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。

一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画を更に発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んで良かったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。

よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・自治基本条例解説文に、総合計画に規定している「共創」の考え方を加えること。

検証部会での意見

- ・時代背景が移り変わっている部分もあり、「地方分権」などの表現はこのままで良いか考える必要がある。
- ・前文に規定している「協働」と、総合計画に記載のある「共創」それぞれの考え方を分かりやすく市民に伝える必要がある。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- 目的を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

(最高規範性)

第2条 この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- 他の条例等の制定、改廃、解釈及び運用について、自治基本条例との整合性を引き続き図ること。
- 職員においても、自治基本条例の趣旨を尊重し、事業の立案・実施・評価に努めること。

検証部会での意見

- 条文の変更はなくても、自治基本条例の最高規範性については、しっかり整合性を図るよう意見が付したほうが良い。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 定義を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

第2章 基本理念

(基本理念)

第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 基本理念を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

第3章 基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・参画及び協働の原則を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。
- ・運用等においては、第7章(第16条、第17条、第18条、第19条、第20条)で検証します。

(情報共有の原則)

第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・情報共有の原則を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。
- ・運用等においては、第8章(第21条、第22条、第23条、第24条)で検証します。

(財政自治の原則)

第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- 財政状況の公表を工夫し、幅広い市民へ情報発信を行うこと。
- 市民説明会などを活用し、市民への情報提供の機会確保に努めること。また、開催時には、より多くの市民意見を傾聴する姿勢を持つこと。
- 財政状況に左右されることなく、住民自治や市民活動などの推進に、継続的に取り組むこと。

検証部会での意見

- ウェブサイトでの情報発信も良いが、目につくような情報発信も必要。
- 市民の中でどれだけ認識されているかは、市民側も意識を持つ必要がある。
- 財政運営においては、市民や事業者の声も聴いていく必要もあるのでは。
- 市民も協力等をするという事は、当然ながら重要。

推進委員会での意見

- 財政危機によって、住民自治や市民活動などが大きく制約をされてしまわないか。住民自治をどう守っていくのかは非常に大きなこと。

第4章 市民

(市民の権利)

第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。

- 2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 市民の権利を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

（市民の責務）

第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 市民の責務を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

第5章 議会

（議会の役割）

第10条 議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。

- 2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 行政の監視、監督だけでなく、意思決定機関であることをしっかりと認識すること。

(議会の責務)

- 第11条 議会は、意思決定機関であること責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。
- 2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。
- 3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・議会だよりについて、レイアウトを工夫しながら引き続き市民が読みやすい紙面作りに努めること。

(議員の責務)

- 第12条 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・阪南市におけるまちづくりの基本となる“自治基本条例”の理念を踏まえて活動すること。

“第10条～第12条”について 検証部会での意見

- ・意思決定機関であること認識をしっかりと持つことが必要。
- ・議員も自治基本条例をしっかりと読み、意識してもらいたい。
- ・議会だよりは引き続き、レイアウト等工夫しながら読みやすい紙面づくりを続けてもらいたい。
- ・議会基本条例の策定に当たっては、自治基本条例の理念を踏まえた上で作成してもらいたい。

第6章 執行機関

(市長の責務)

第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。
- 3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。
- 4 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。
- 5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・行政経営方針に記載の取組項目を着実に実行するとともに、取組内容の市民への見える化に取り組むこと。
- ・業務の内部評価並びに外部評価は引き続き、取り組むこと。
- ・事業や計画等の説明については、広報誌やウェブサイトだけでなく、広く市民に周知し、理解が得られるよう情報発信の工夫に努めること。
- ・人材育成において、新しい情報に触れることができる機会(研修等)をできるだけ多く設けるよう努めること。
- ・事業実施にあたっては、協働の視点が重要となってくるため、研修を企画・立案するときは、中堅職員・管理職も対象に含め、座学だけにとどまらない研修となるよう工夫すること。

検証部会での意見

- ・業務に対する内部評価や外部評価の仕組みは大切。
- ・行政経営方針に記載の取組項目が実行されていることが見えると良い。
- ・動く市長室の狙いや成果が見えにくい。
- ・説明会など市民への周知については、情報発信の工夫が必要。
- ・作成した広報物等は、気軽に見ることができるなど、しっかり活用していく必要がある。
- ・職員が地域へ出向き、活動を経験したり、活動者の話を聞くことはとても大事。
- ・中堅職員や管理職も協働研修を受講できる人材育成の体系が必要では。
- ・新しい情報や大事な情報を吸収できる場がしっかり設けられると良い。

(市長を除く執行機関の責務)

第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・第13条と一緒に検証を行いました。

(職員の責務)

第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・社会環境の変化に関わらず、必要な研修を受講することができる環境づくりに取り組むこと。
- ・組織全体の能力を向上させるため、研修等で学んだことを職場内で共有するよう努めること。
- ・行財政改革を推進していくため、限られた資源の有効活用や、財源の確保、ICT[※]の活用など、職員は知識、技能等の向上に努め、市長はそれを支援すること。

※ ICT:【Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)】の略称で、情報処理及び情報通信に関する諸分野における、技術・産業・設備・サービスなどの総称。

検証部会での意見

- ・行財政改革に取り組むなか、創意工夫しどのように財源を確保するかなど、経営能力を身につけることにより、視野が広がる。
- ・市全体として、特にICT化は進めていく必要がある。
- ・コロナ禍により実施できていない研修について、あまり先送りにならないようにすべき。また、代わりに何ができるかということも考えていくことが大事。
- ・研修のフィードバックをしっかりと取り組んでいく必要がある。

推進委員会での意見

- 大阪府などへの出向後、市役所に戻り、人事異動によりすぐ変わってしまったとき、そのほかの人に研修を実施するなど情報共有がされているか。

第7章 市民参画及び協働

(市民活動団体)

第16条 市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体（以下この条において「市民活動団体」という。）を自主的に組織することができる。

- 2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。
- 3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。
- 4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。
- 5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 市民活動団体などの活動を安定して継続的に支援することができる市民活動センターとなるよう、市や市民も協力していくこと。
- “市民公益活動団体”の活動状況の把握や登録更新作業を定期的に行うこと。
- 広報物は、必要な人が必要な情報を正確に得られるように工夫すること。また、直接活動に取り組んでいない人にも見えもらえるような配布、発信の方法の検討を行うこと。

検証部会での意見

- 市民活動センター夢プラザは、市民公益活動団体のみが利用できるため、その団体の活動状況など更新作業をしっかりと行う必要がある。
- 市民活動センターの発行物について、読み手側に誤解を与えるような表現は控えた方が良い。
- 市民活動センターについて、創意工夫しながらもっと市民と一緒に市民活動を作っていくという新しい形が出来ればいいのでは。
- 行政も含め、お金をかければ良いという事ではなく、工夫を行い市民活動団体の支援がしっかり続けられるような環境を整える必要がある。

(計画策定等における市民参画)

第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。

- (1) 基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第26条において同じ。）及びこれの実現のための基本計画の策定
- (2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。

- (1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。
- (2) 軽微な変更にとどまり、実質的な変更を伴わないとき。
- (3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の変更に関するとき。
- (4) 緊急に実施しなければならないとき。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- ・第18条と一緒に検証を行いました。

(市民参画の手続)

第18条 前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 附属機関等への委員公募
- (2) パブリックコメント
- (3) 公聴会の開催
- (4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの

2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。

3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・市民公募やパブリックコメントなどを実施するときは、広報誌・市ウェブサイトへの掲載を原則とし、加えてSNS※を活用した周知方法の工夫に努めること。
- ・市民が容易に意見を提出しやすいように、意見聴取の手法を工夫すること。

※ SNS:【Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)】の略称で、ソーシャル(社会的な)ネットワーキング(繋がり、交流)を提供するサービス。

検証部会での意見

- ・パブリックコメントを提出する手法を、紙面やメール添付のほかに、市ウェブサイトから直接できるような専用フォームなどがあれば、気軽に意見を出せるのでは。
- ・普段利用しているツールから、意見を引き出すことができるかなど、意見聴取の工夫が必要。
- ・パブリックコメントが実施されていることが、市民に周知されていない現状があるのでは。
- ・意見聴取を行う場合、広報誌への掲載し、市民への周知は必須だと思われる。
- ・市民公募においても、広報誌や市ウェブサイトだけでなく、SNSなども活用し広く周知することで、反応が増えるのでは。

推進委員会での意見

- ・どの段階でどのような参加があり、参加された方々が計画や事業の進捗の中でどのような意味を果たしたのかなど、丁寧なデータの集め方も今後は必要では。

(市民参画の推進)

第19条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・既存の市民参画の手法だけに捉われず、他市の事例を踏まえ有効な手法について、調査、研究、実践すること。

検証部会での意見

- ・他市では、意見を待つだけでなく、対話型の意見聴取の仕組みを取り入れて積極的に市民からの意見を聴取している事例もある。
- ・「説明会」は、参加のハードルが高い。

(協働の推進)

第20条 議会及び執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために、協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発及び情報提供等の必要な支援に努めるものとする。
2 市長は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を設けるものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・より良い協働事業の展開を行うため、しっかりと相互評価を行うこと。
- ・協働事業においても期間を定め、事業全体の見直しや新規事業者参入の機会の確保に努めること。
- ・協働研修は、受講対象者や内容を適宜変更するなど、見直し改善に取り組むこと。

検証部会での意見

- ・協働事業について、毎年しっかりと振り返りを行い、お互いが事業の評価をすることが大切。
- ・事業の報告会などを行うことにより、自分たちだけでなく第三者からの意見を聞くことも重要。
- ・事業の期間をしっかりと定め、更新のタイミングで新規の事業者等の参入の機会が設けられる方が良いのでは。
- ・協働研修を行って終わり。ではなく、内容の見直しや、研修の実施手法を改善すると効果がより上がるのではないかと。

第8章 情報共有

(情報の収集及び活用)

第21条 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。

2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・情報収集の仕組みや制度について、様々な媒体を利用し、幅広い市民に周知すること。

検証部会での意見

- ・市民の声提言制度自体の周知が不足しているのでは。
- ・仕組みや制度を作っても、市民が知らないことが多い。

(情報公開等)

第22条 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。

2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。

3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。

4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。

5 第1項及び第2項に規定する公開の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・市政に関心を持つ市民への参画機会を整えるため、また、興味を持ってもらえるよう、しっかりと情報発信、提供を行うこと。
- ・附属機関等の会議の公開について、様々な媒体を活用し、広く市民に周知を図ること。

検証部会での意見

- 多くの会議が開催されているが、開催自体を知らない市民が多く、情報発信の工夫が必要。
- 会議を知られていないということが、傍聴者数の少ない要因では。

(個人情報の保護)

第23条 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。

3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果

	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- 個人情報を適正に管理する上において、IDやパスワードなど厳重に取り扱うこと。
- 引き続き、情報セキュリティー対策に取り組み、情報の流出が無いようにすること。

検証部会での意見

- 情報の取り扱いにおいて、引き続きしっかりIDやパスワードの管理を行うことが重要。
- セキュリティー対策を行うと手間が増えるかもしれないが、その反面、市民としては、安心できる。
- 会計年度任用職員も正規職員と同様に、個人情報の保護や適正管理の意識をしっかり持つ必要がある。
- 情報は、データだけでなく紙媒体にも含まれており、書類管理も十分気を付ける必要がある。

(説明責任)

第24条 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・説明会開催時には、広報誌やウェブサイトへの掲載だけでなく、SNSを活用するなど繰り返し情報発信を行うこと。
- ・市政に関する情報提供や説明を行う際は、説明会や広報誌等だけでなく、チラシやパンフレットなど様々な媒体を用い、幅広い市民に理解してもらえよう努めること。
- ・市ウェブサイトは、市民等に分かりやすく、探しやすいページ作りに取り組むこと。

検証部会での意見

- ・説明会の開催情報は、広報誌やウェブサイトへの掲載だけでなく、開催日前にSNSを活用し再発信することで、目にとまりやすくなり来場者が増加するのでは。
- ・「説明」は説明会の開催だけでなく、様々な手法があるのでは。
- ・ウェブサイトについても市民が欲しい情報をすぐ得られるような工夫が必要。

(意見、要望等への応答)

第25条 議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・引き続き、市民からの意見や要望に対し、適切に対応を行うこと。

検証部会での意見

- ・市民からの意見を議会で議論、検討する手法があることは大事。
- ・市民の声提言制度の活用に関わらず、市民の声を聞く姿勢が大事。

第9章 住民投票

(住民投票)

第26条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。

2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。

3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。

4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・制度自体を市民に理解してもらえよう、工夫し、継続的に周知に取り組むこと。

検証部会での意見

- ・パンフレットは、誰が見てもわかりやすく、誤解を生まないよう配慮して作成することが大切。
- ・制度自体を知らない市民は多くいるため、情報発信の工夫が必要。

第10章 総合計画

(総合計画)

第27条 市は、第4条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。

2 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。

3 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・PDCAサイクル※を継続的に回すことにより、必要に応じた事業の見直しを行い、より良い事業実施に努めること。

※ PDCAサイクル：ある活動を継続的に改善させていくための取組手法の1つ。「Plan(計画)」⇒「Do(実行)」⇒「Check(評価)」⇒「Action(改善)」の4段階のサイクルから成り、Actionを次のサイクルのPlanにつなげることで、継続的な改善を実現するもの。

検証部会での意見

- ・計画策定後、概要版を作成する際は、読み手側が理解しやすいように、できるだけ分かりやすく表現することが大事。
- ・現状をしっかりと把握し、評価を行い、見直しを行っていくことは大事。

第11章 危機管理

(危機管理)

第28条 市民は、自ら危機事象の発生に備えるとともに、危機事象の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の危機管理意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。

検証結果

	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
✓	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・引き続き、関係機関と連携、協力し市民の防災活動の支援に努めること。
- ・交通事故も身近な災害と捉え、通学路など道路における安全対策や交通安全意識向上のための研修や教育など様々な対策を講じること。

検証部会での意見

- ・ハザードマップは定期的に更新し、現状に即したものを作成することが大切。
- ・市民が防災に関する活動を行いたいと考えたとき、相談ができる体制があるのは良い。
- ・交通事故も身近な災害のため、職員も市民も交通ルールの再認識が必要。

推進委員会での意見

- ・危機管理という視点では、感染症や紛争など市民の安全を守ることも重要なテーマでは。

第12章 他の機関との連携

(他の機関との連携)

第29条 市は、自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 引き続き、近隣市町村と定期的な意見交換を行い、必要に応じて広域行政の検討ができるよう取り組むこと。

検証部会での意見

- 定期的に、近隣市町村と広域行政についての会議があるのは良い。
- 特定の業務においては、広域で連携することで、専門性や効率性においてメリットが大きい。

第13章 推進及び見直し

（条例の推進）

第30条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- 更なる自治基本条例の推進に努めるとともに、条例に即した市政運営に取り組むこと。

検証部会での意見

- 自治基本条例推進委員会において、条例の内容、取り組み状況を確認し、条例がしっかり機能しているかなど確認することは大事。
- すべての事業の元をたどれば、自治基本条例にたどり着くため、しっかりと条例の認知度を向上させ推進していく必要がある。

（条例の見直し）

第31条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 引き続き、条文の規定どおり見直しの必要性について、適宜検討を行うこと。 |
|---|

検証部会での意見

- 定期的に見直しを行う必要性を条文として規定を行っていることは重要。